

平成 26 年 8 月 27 日

各位

会 社 名	株式会社構造計画研究所
代表者名	代表取締役社長 服部 正太 (JASDAQ・コード4748)
問合せ先	取締役常務執行役員 湯口 達夫
電話番号	03-5342-1040

役員向け株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 8 月 27 日開催の取締役会において、新しい株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を平成 26 年 9 月 25 日開催予定の第 56 期定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

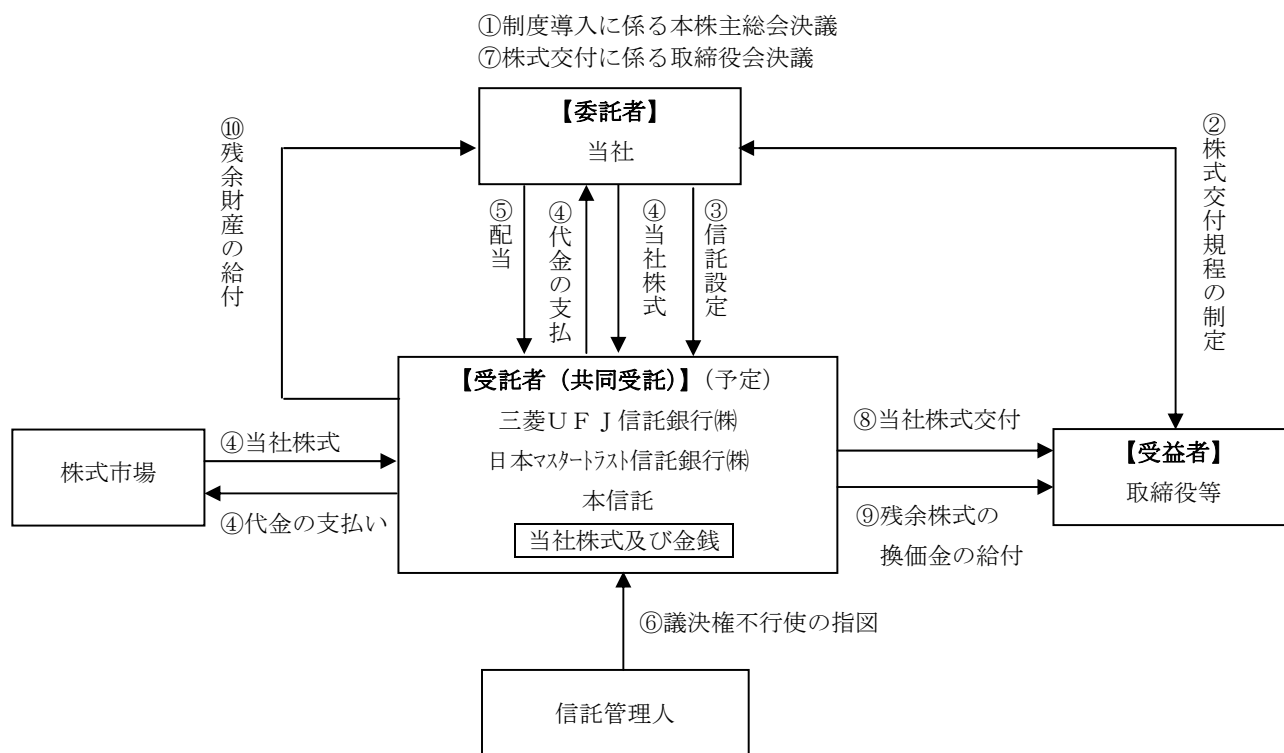
記

1. 本制度の導入

- (1) 当社は、取締役（社外取締役を除く。）及び当社と委任契約を締結している執行役員（以下「取締役等」という。）を対象に、これまで以上に当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、本制度を導入いたします。
- (2) 本制度の導入は、本株主総会において役員報酬決議に係る承認を得ることを条件とします。
- (3) 平成 26 年から平成 28 年までの毎年 9 月に、取締役会において、取締役等に対して交付する株式数を算定する基礎となる金額を決議し、翌年 6 月に取締役等へ株式を交付します。また、本制度の終了時には、信託内の残存株式をすべて換価し、換価処分金相当額の金銭を取締役等に給付します。

(注) 本制度の導入により、取締役等の報酬は、「基本報酬」及び「株式報酬」により構成されることとなります。なお、業務執行から独立した立場である社外取締役及び監査役の報酬については、従前どおり、「基本報酬」のみで構成されます。

2. 本制度の概要



- ①当社は、本制度の導入に関して本株主総会において役員報酬の決議を得ます。
- ②当社は、本制度の導入に関して取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を制定します。
- ③当社は①の株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする信託（以下「本信託」という。）を設定します。
- ④本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式処分）又は株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤本信託内の当社株式に対する配当の分配は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑥本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦平成26年から平成28年までの毎年9月に、取締役会において、取締役等に対して交付する株式数を算定する基礎となる金額を決議します。
- ⑧信託期間中の毎年6月に、一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、⑦の取締役会において決議した金額を基礎として算定された株数の当社株式が交付されます。
- ⑨信託終了時に残余株式が生じた場合、当該株式を本信託内で換価し、換価処分金相当額の金銭が取締役等に給付されます。
- ⑩本信託の清算時に、受益者に分配された後の残余財産は、当社に帰属する予定です。

(1) 本制度の概要

本制度は、平成 26 年度から平成 28 年度までの各事業年度に取締役会の決議を受けて当社株式を役員報酬として交付するとともに、本信託の終了時に残余株式を換価した換価処分金相当額の金銭を役員報酬として給付する制度です。

本制度により、信託期間中の毎年 6 月に各取締役等に交付される株式数は、下記(2)の交付株式数算定基礎額を基準として算定されるため、信託期間中に当社株式の株価が上昇した場合には、毎年各取締役等に交付するための株式数が少なくなります。その結果、本信託の終了時に残余株式が生じ、その換価処分代金が各取締役等に給付されることとなります。

これに対して、信託期間中に当社株式の株価が下落した場合には、毎年各取締役等に交付するための株式数が多く必要となり、その結果、信託期間の終了前に本信託内の当社株式が全部交付される可能性があります。この場合には、本信託を終了し、それ以降は本信託からの当社株式の交付は行われませんが、本信託から取締役等に交付された当社株式の価額が交付株式数算定基礎額に不足する場合、不足額の限度で、本制度による報酬とは別に、取締役等に金銭報酬を支給することを予定しています。

(2) 本制度の導入に係る本株主総会決議及び株式交付に係る取締役会決議

本株主総会において、本信託に拠出する金額及び本信託が取得する株式数の上限その他必要な事項を決議します。本制度の導入後、平成 26 年から平成 28 年までの毎年 9 月の取締役会において、取締役等が本信託から交付を受けることができる株式数を算定する基礎となる金額（以下「交付株式数算定基礎額」という。）を決議します。なお、交付株式数算定基礎額の上限は年間 66 百万円とします。

(3) 本制度の対象者（受益者要件）

取締役等は、信託期間中の毎年 6 月に、受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続を経て、上記(2)の取締役会において決議した交付株式数算定基礎額に基づき算定された株数の当社株式について、本信託から交付を受けることができます。

受益者要件は以下のとおりとなります。

- ① 取締役等であること（信託期間中に新たに取締役等となった者を含む。）
- ② 在任中に一定の非違行為があった者でないこと
- ③ 上記(2)の取締役会において交付株式数算定基礎額の決議が得られていること

(4) 信託期間

平成 26 年 12 月 1 日（予定）から平成 29 年 6 月末日（予定）までの約 2 年半の期間とします。なお、信託期間の延長は行いません。

(5) 取締役等に交付される株式数

毎年 9 月の取締役会で決定した交付株式数算定基礎額に各取締役等の配分比率を乗じて各取締役等に配分する交付株式数算定基礎額を算定し、個々の取締役等に配分された交付株式数算定基礎額を、翌年 6 月の一定の日の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値で除した数値を当該取締役等に対して交付する株式数とします。本制度により、取締役等に交付される株式の合計数の上限は、信託期間を通じて 216,000 株とします。

(6) 本信託に拠出される信託金合計額及び本信託における取得株式の合計株数

信託期間内に本信託に拠出される信託金の合計額及び本信託における取得株式の合計株数は、本株主総会で決議されることを条件として、以下の上限に服するものとします。

本信託に拠出される信託金の合計上限額 200 百万円 (※)

※ 信託期間内の本信託による株式取得資金及び信託報酬・信託費用の合算金額となります。

本信託における取得株式の合計上限株数 216,000 株

本信託に拠出される信託金の合計上限額は、現在の当社の取締役等の基本報酬及び賞与等を考慮し、信託報酬・信託費用を加算して算出しています。

取得株式の合計上限株数は、上記の信託金の合計上限額を踏まえて、現時点での株価等を参考に設定されています。

(7) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、上記(6)の取得株式数及び株式取得資金の範囲内で、当社からの自己株式処分による取得又は株式市場からの取得を予定しています。取得方法の詳細については、本株主総会決議後に改めて当社で決定し、開示いたします。

なお、信託期間中、信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、上記(6)の信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託することがあります。

(8) 取締役等に対する株式交付時期

信託期間中の毎年6月に、当社の取締役等が受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、上記(5)により算定される株数の当社株式について、本信託から交付を受けることができます。

(9) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式（すなわち上記(5)により当社の取締役等に交付される前の当社株式）については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。信託報酬・信託費用に充てられた後、最終的に信託が終了する段階で残余が生じた場合には、受益権割合（※）に従って各取締役等に対して給付されることとなります。

※ 受益権割合は、信託期間終了時に在任している取締役等について、それぞれ上記(5)によって配分された交付株式数算定基礎額の信託期間中における累積額を、信託期間終了時に在任している全取締役等について上記(5)によって配分された交付株式数算定基礎額の信託期間中における累積額の合計額で除することによって算出されます。

(11) 信託期間終了時の取扱い

信託期間終了時に残余株式が生じた場合は、当該株式を本信託内で換価し、換価処分金相当額の金銭を、受益権割合に従って各取締役等に給付します。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- | | |
|----------|--------------------------------------------------------|
| ①信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ②信託の目的 | 当社の取締役等に対するインセンティブの付与 |
| ③委託者 | 当社 |
| ④受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社（予定）
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（予定）） |
| ⑤受益者 | 取締役等のうち受益者要件を満たす者 |
| ⑥信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦信託契約日 | 平成26年12月1日（予定） |
| ⑧信託の期間 | 平成26年12月1日（予定）～平成29年6月末日（予定） |
| ⑨制度開始日 | 平成26年12月1日（予定）（平成27年6月から当社株式の交付を開始） |
| ⑩議決権行使 | 行使しないものとします。 |
| ⑪取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫信託金の上限額 | 200百万円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。） |
| ⑬帰属権利者 | 当社 |
| ⑭残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

【信託・株式関連事務の内容】

- | | |
|---------|---------------------------------------------------------|
| ①信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社が受託者となり信託関連事務を行う予定です。 |
| ②株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。 |

以上